

23 日 獣 発 第 50 号
平成 23 年 5 月 10 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
(公印及び契印の押印は省略)

獣医師に対する行政処分の公表等について

今般、平成 23 年 4 月 28 日付け 22 消安第 2889 号（別紙）をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から獣医師に対する行政処分がなされた旨と併せて獣医師が社会的信頼に十分応えられるよう獣医師倫理の指導に協力されたい旨、また、獣医師法、獣医療法、薬事法及びその他関係法令違反等の事実が発生した場合には、当該当事者自らが農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課担当者又は都道府県畜産主務部局に報告されたい旨の通知がありました。

本件については、これまで獣医師に対する行政処分等各般の不祥事発生時等、再三に渡り貴会会員獣医師に対する指導の徹底をお願いしているところですが、改めて日本獣医師会獣医師倫理綱領（獣医師の誓い—95 年宣言）の精神に立ち返り、高度専門職業人としての職業倫理意識を常に発揮するよう、貴会関係獣医師に対し獣医師職業倫理の指導・普及に努められますようお願いいたします。

なお、獣医師職業倫理の遵守につきましては、先に、獣医師職業倫理の徹底等について（平成 19 年 9 月 3 日付け 19 日獣発第 148 号）により貴会会員獣医師に対する指導の徹底を図っていただきたくお願いしたところですが、会員指導を行われる一方、会員獣医師に限らず獣医師又は関係者が獣医事関係法令のみならず、その他刑事罰が科せられるなど行政処分に付されるおそれのある事例に接した場合は、すみやかに管轄の都道府県獣医事監視取り締まり当局に通報をいただくようお願いいたします。

本件内容のお問合せ先
事業担当：長野
TEL 03-3475-1601

【 別 紙 】



22消安第2889号
平成23年4月28日

社団法人日本獣医師会
会長 山根 義久 殿

農林水産省
消費・安全局畜水産安全管理課長

獣医師法第8条第2項に該当する獣医師の処分について

このことについて、獣医師法（昭和24年法律第186号）第8条第2項の規定に基づく処分が平成23年4月22日付けで行われ、別紙のとおり公表されました。

近年、獣医師の社会的責任や獣医師に対する期待が高まっている中、このような処分が行われることは、獣医師の社会的信用を失うものであり、大変遺憾であります。

貴会におかれましては、適切な獣医療の提供のためにこれまでも積極的な取組をされているところではありますが、特に下記について御承知の上、獣医師が社会的信頼に十分に応えられるよう、獣医師倫理の指導に一層の御協力をお願いします。

記

貴会下の獣医師に対し、獣医師法、獣医療法、薬事法及びその他法令違反等の事実が発生した場合には、当該獣医師から当課担当者又は都道府県畜産主務部局に報告するよう指導を行うこと。



獣医師法第8条第2項の規定に基づく「獣医師の業務停止処分」について

農林水産大臣は平成 23 年 4 月 22 日付けで、獣医師 1 名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

行政処分内容等

農林水産大臣は平成 23 年 4 月 22 日付けで、以下の獣医師 1 名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

T 獣医師 (44 歳：東京都在住)

- ・ 行政処分内容：業務停止 2 年
- ・ 事件の概要：当該獣医師が管理する動物病院において、3 名に対し暴行し、1 名に対し傷害を加えた。
- ・ 司法処分内容：懲役 1 年（執行猶予 3 年）/刑法第 204 条及び第 208 条に違反

お問い合わせ先

消費・安全局畜水産安全管理課

担当者：獣医事班 佐々木

代表：03-3502-8111（内線 4530）

ダイヤルイン：03-6744-2103

FAX：03-3502-8275

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>